

米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第6回)

中国における数値限定発明のサポート要件

~一部に発明の目的を達成できない範囲を 含んでいる場合のサポート要件判断~

任曉平、孫傑 上訴人(原審第三者)

Appleコンピュータ貿易(上海)有限公司 Apple電子製品商貿(北京)有限公司 被上訴人(原審第三者)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

サポート要件に関し、専利法第26条第4項は以下のとおり規定している。

特許請求の範囲には、明細書に基づき、特許の保護を求める範囲を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。

本事件において北京知識産権法院は、リチウムイオン電池の電圧及び成分配合に関し、請求項中に2組の数値範囲が記載されていたが、課題を解決することができない組み合わせ範囲を含むため、明細書のサポートがなく、特許は無効であるとの判決¹を下した。

これに対し、最高人民法院は、明細書で課題を解決することができない範囲を明確に排除していることからサポート要件を満たすとして原審判決を取り消した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

任暁平及び孫傑(上訴人)は、二次リチウムイオン電池またはバッテリー、その保護回路及び電子装置"と称する発明特許第01141615.7号(615特許)を所有している。615特許は、2001年9月28日に出願され、2005年6月8日に登録された。本特許公告時の請求項1は以下のとおりである。

"1. 二次リチウムイオン電池またはバッテリーの容量、平均動作電圧、及び、比エネルギーを

¹ 北京知識産権法院2020年5月29日判決 (2019) 京73行初9594号

² 最高人民法院2020年11月16日判決 (2020) 最高法知行終406号